

ウェストミンスター信仰告白の信仰論

袴田康裕

序

2017年は、ルターが95箇条の提題を発表し、そこから期せずして宗教改革が始まってから500年と言われている。ルターの改革は、彼自身の深刻な罪認識と、その中の聖書の真理の発見という、極めて実存的な動機によって始まったものであった。やがてその真理は言葉化され、定式化されていく。それはさまざまな反対論との対峙や、その時代状況の中で教会を形づくっていくためには避けて通れない道であった。それゆえ、宗教改革と言われる時代の中で、教理は発展し、展開していった。

宗教改革という時代をいつまでと理解するかについても諸説ある。大雑把に言って、16世紀を宗教改革の時代、そして17世紀を正統主義の時代と捉えることは可能であろうが、その正統主義と宗教改革との関係の理解が異なるのである。つまり、正統主義を宗教改革の正当な発展と見るか、それとも逸脱と見るかである。ここではその議論に立ち入ることはできないが、私自身は、少なくとも改革派長老派において、正統主義は宗教改革の正当な発展と理解している¹。

その改革派正統主義の代表的な信条と言われるのが、ドルトレヒト信仰規準²とウェストミンスター信仰告白である。前者は、1618年にオランダのドル

¹ W. J. ファン・アッセルト『改革派正統主義の神学 スコラ的方法論と歴史的展開』(青木義紀訳、教文館、2016年) を参照。

² ドルトレヒト信仰規準については、牧田吉和『ドルトレヒト信仰規準研究 歴史

トレヒトで開かれた全国総会議で作成されたものである。内容としては予定論を中心とした信仰告白であり、教理全体を網羅している訳ではない。その意味で、ウェストミンスター信仰告白こそが教理体系全体を視野に入れた改革派正統主義の代表的信条と言える。宗教改革神学の集大成とも言えるウェストミンスター信仰告白の信仰論を検討するのが、本論文の目的である。

1. ウェストミンスター信仰告白の基本的特質

最初に、ウェストミンスター信仰告白の基本的特質を確認しておきたい。『ウェストミンスター神学者会議の歴史』³を著したウィリアム・ベヴァリッジは、信仰告白の特質として三つの点を挙げている⁴。

第一は、その神学的特質が稳健カルヴァン主義であること、第二は、信仰告白の基となった手本はアイルランド箇条であること、第三は、信仰告白の教理をまとめている神学的枠組みは契約神学であることである。

イングランド教会の三十九箇条が稳健カルヴァン主義であることはよく知られているが、実は当時のスコットランドの神学の主流も、稳健カルヴァン主義であった。1643年7月に開会されたウェストミンスター神学者会議は、同年9月の「厳肅な同盟と契約」の締結によって、スコットランドの特命委員を迎えることになり、彼らの神学の影響が及んだことが知られているが、それは決してイングランド教会の神学と異質なものではなかった。スコットランド神学の主流が「高い」「極端な」カルヴァン主義だとされるのは誤解である。両国ともに稳健カルヴァン主義が主流であり、その協力の下で作成された信仰告白も稳健カルヴァン主義の性質を持っている。すなわち、狭い定義を避け、健全な幅を持った稳健な教理なのである。

このことは、信仰告白を作成するための資料からも明らかである。先に述べ

的背景と信仰規準とその神学的意義』(一斐出版社、2012年)を参照。

³ ウィリアム・ベヴァリッジ『ウェストミンスター神学者会議の歴史』(袴田康裕訳、一斐出版社、2005年)。本書はウェストミンスター神学者会議の歴史を概観的に理解するための最良の本である。

⁴ 同書、119-128頁

たように、信仰告白の基となった手本はアイルランド箇条である。しかし、それだけが参考されていたのではもちろんない。イングランドの神学者たちは、基本的に三十九箇条を受け入れて歩んできたのであるから、三十九箇条の影響も大きいと言える。

さらに神学者会議が開催された1643年に、『ハーモニー』(*An Harmony of the Confessions of the Faith of the Christian and Reformed Churches*)という書物が出版されている⁵。当時の出版における検閲制度を考えれば、これは明らかに神学者会議で用いるために出版したと考えられる。そもそもこの本は1581年にジュネーヴでラテン語版が出版され、1586年に英語版が出版されたものである。これは当時の代表的な12の信仰告白を集め、それを19の教理項目に分けて、それぞれの信仰告白から該当する箇所を抜き出して並べたものである。12の信仰告白には、改革派の信条の他に、ルター派やワルドー派の信条も含まれている。つまり、ウェストミンスター神学者会議の神学者たちは、イングランドやアイルランドの信条だけでなく、スコットランドや大陸の改革派諸信条、またルター派やワルドー派の信条にも留意しつつ信仰告白を作成したのである。神学者会議は信仰告白の作成に当たり、幅広く代表的なプロテスタントの信仰告白を参考にしていたのである。

以上のことから明らかなように、ウェストミンスター信仰告白は決して長老教会という一教派のための信仰規準として作成されたものではない。それは、イングランド・スコットランド・アイルランドという三王国に共通の宗教の信仰規準として作成された。それゆえ、改革派的であると言うよりも、あくまで聖書的な教理を追求していると言える。確かに主要教理はカルヴァン主義的であるが、目指していたのは徹底した聖書的教理とそれに基づく教会形成であった。その意味でも、ウェストミンスター信仰告白は宗教改革神学の集大成であり、エキュメニカルな教理だと言うことができる。

ウェストミンスター信仰告白は全部で33章から成り、大きく区分すれば以下のようになる。

⁵ この書物は、1842年にPeter Hallによって拡大版が作成され、*The Harmony of Protestant Confessions*として出版された。

- I 聖書論（第1章）
- II 神論（第2～5章）
- III 人間論（第6～7章）
- IV キリスト論（第8章）
- V 聖靈論（第9～18章）
- VI 倫理（第19～24章）
- VII 教会論（第25～31章）
- VIII 終末論（第32～33章）

「信仰論」としては、V聖靈論全体がそれに含まれるとも言えるが、ここでは特に第14章「救いに至る信仰について」を丁寧に解釈することとする。また、救いの確信に関連する第18章についても短く触れたい。それらを通して、宗教改革神学の信仰論の骨格を明らかにしたい。

2. 救いに至る信仰の本質

救いの教理は多様な側面を持つ。それゆえ、信仰告白も多様な面から救いの説明をしている。10章から13章は、主として、神がなさる行為、すなわち私たちを罪と死の刑罰から救うための神の客観的行為に強調点が置かれている⁶。続く14章と15章では、その焦点が神の救いの御業に対する私たちの主観的応答に変わる。14章で「信仰」が、15章では「悔い改め」が取り上げられる。

第14章の表題は、Of Saving Faithである⁷。表題について次のように翻訳が分かれている⁸。

⁶ 表題を挙げれば、10章「有効召命について」、11章「義認について」、12章「子とすることについて」、13章「聖化について」である。

⁷ 本論文における信仰告白の底本はS.W. Carruthers ed., *The Confession of Faith of the Assembly of Divines at Westminster from the Original Manuscript written by Cornelius Burges in 1646*, Tercentenary Edition, Presbyterian Church of England, 1946. 証拠聖句の底本はS.W. Carruthers ed., *The Westminster Confession of Faith, being an Account of the Preparation and Printing of its Seven Leading Editions, to which is appended a Critical Text of the Confession with Notes thereon*, Manchester: Aikman & Son, 1937を用いる。

⁸ 本論文で使用する翻訳は、村川満・袴田康裕訳『ウェストミンスター信仰告白』

- 「救ひを与ふる信仰について」（堀内訳）
- 「救拯的信仰について」（松尾訳、改革派委員会訳）
- 「救いの信仰について」（山永訳）
- 「救いを受ける信仰について」（鈴木訳）
- 「救いに導く信仰について」（松谷訳）

Saving Faith という語自体で言えば「救う信仰」「救いをもたらす信仰」「救いに導く信仰」「救いに至る信仰」などと訳すことも可能であり、上記のいずれの翻訳も可能である。しかし、ここで留意しなければならないのは、信仰自身に救いをもたらすような力があるとの誤解を招かないことと、この表現は temporary faith との対比で用いられていることである。temporary faith とは、「救いに至ることのない信仰」「一時的信仰」のことであり、それとの対比で Saving Faith が用いられている。つまり、最終的に救いに至る信仰の意味である。その意味を受け留めて訳す必要があり、村川・袴田訳は「救いに至る信仰」としている。

第14章は3節からなり、次のように題を付けることができる。

- 第1節 救いに至る信仰の本質
- 第2節 救いに至る信仰の性質
- 第3節 信仰の強弱

<14章1節>

選ばれた者たちがその靈魂の救いに至るように信じることを可能にする信仰

一麦出版社、2009年（以下、村川・袴田訳）である。また比較検討する翻訳は次のものである。山永武雄訳『信条集』後編、新教出版社、1957年（以下、山永訳）、松尾武訳『ウェストミンスター信仰告白』、双恵学園出版部、1953年（以下、松尾訳）、堀内友四郎訳『ウェストミンスター信仰告白』基督教文庫（25）、長崎書店、1940年（以下、堀内訳）、日本基督改革派教会大会出版委員会編『ウェストミンスター信仰基準』、新教出版社、1994年（以下、改革派委員会訳）、鈴木英昭訳『ウェストミンスター信仰基準』、つのぶえ社、1997年（以下、鈴木訳）、松谷好明訳『ウェストミンスター信仰規準』（改訂版）、一麦出版社、2004年（以下、松谷訳）。

という恵みの賜物は¹、彼らの心の中に働くキリストの御靈の御業であり²、通常は御言葉の宣教によって生み出され³、そしてこの御言葉の宣教と礼典の執行と祈りとによって増し加えられ、強められる⁴。

1 ヘブライ 10：39

2 IIコリント 4：13、エフェソ 1：17～19、エフェソ 2：8

3 ローマ 10：14、17

4 Iペトロ 2：2、使徒 20：32、ローマ 4：11、ルカ 17：5、ローマ 1：16、17

THE grace of faith, whereby the elect are enabled to believe to the saving of their souls, is the work of the Spirit of Christ in their hearts, and is ordinarily wrought by the ministry of the Word, by which also, and by the administration of the sacraments, and prayer, it is increased and strengthened.

翻訳の上での焦点は THE grace of faith をどう訳すかである。Grace は、働きの主体になる場合と、御靈の働きの結果を指す場合がある。前者の場合をウェストミンスター大教理問答から例を挙げると次のようになる。

Effectual calling is the work of God's almighty power and grace. (Q67)

Justification is an act of God's free grace unto sinners. (Q70)

Adoption is an act of the free grace of God. (Q74)

Sanctification is a work of God's grace. (Q75)

これらは、神の恵みが主体となった御業として、有効召命、義認、子とすること、聖化が挙げられている。

これに対して後者の事例として、次のものが挙げられる。

Justifying faith is a saving grace, wrought in the heart of a sinner by the Spirit and Word of God. (Q72)

Repentance unto life is a saving grace, wrought in the heart of a sinner by the Spirit and Word of God. (Q76)

これらの場合、義とする信仰と命に至る悔い改めは、御靈の働きの結果であ

り、「恵みの賜物」と訳されるのがふさわしい⁹。

さて、14章1節の grace であるが、これは働きの主体の場合と、御靈の働きの結果を指す場合の両方の意味を含んでいると思われる。すなわち、「靈魂の救いに至るように信じることを可能にする」恵みは、働きの主体としての恵みという面から捉えられている。しかし、「通常は御言葉の宣教によって生み出され、そしてこの御言葉の宣教と礼典の執行と祈りとによって増し加えられ強められ」というのは、御靈の働きの結果、恵みの賜物としての信仰を指している。このように、この箇所での grace は二つの面を含んでいるが、主動詞の観点から後者の意味が中心であることは明らかである。そこで村川・袴田訳では「信仰という恵みの賜物」としている¹⁰。

次に第1節の要点を以下に記すが、ここには4つの主張点があると言える。

第一は、この信仰の主体は「選ばれた者たち」であることである。神によって、永遠の内に真の命に選ばれた者たちは、ふさわしい時に、救いに至る信仰を持つようになる。主イエスは「父がわたしにお与えになる人は皆、わたしのところに来る」(ヨハネ6章37節)と言われ、主イエスへの信仰が御父のご計画に基づいていることを明らかにされた。また使徒言行録はピシディア州のアンティオキアでの異邦人の回心について、「そして、永遠の命を得るために定められている人は皆、信仰に入った」(13章48節)と記している。

救いに至る信仰は、選ばれた者たちが持つ信仰であり、他のあらゆる種類の信仰から区別される。それは生まれつきの人間が誰でも持つことができるような種類の信仰とは違う。救いに至る信仰は、神の永遠のご計画の内にその源を持っているのであり、それゆえに確かなのである。

第二は、救いに至る信仰は「キリストの御靈の御業」であることである。信仰は神の賜物である。人が信じることができるようになるには、聖靈の内的働

⁹ 問72と問76について、松谷訳は「恵みの賜物」と訳しているが、改革派委員会訳は単に「恵み」と訳している。

¹⁰ 他の翻訳は、「信仰の恩恵」(堀内訳、山永訳)、「信仰の恵み」(松尾訳、鈴木訳、改革派委員会訳)、「信仰という恵みの賜物」(松谷訳)となっており、この意味上の違いを翻訳に反映しているのは松谷訳のみである。

きが必要である。救いに至る信仰は、選ばれた者の心に聖霊によって生み出されるものである。聖霊の影響と無関係に、人は真の信仰を持つことはできない。なぜなら、堕落した人間は、救いに伴うあらゆる靈的善に向かう意志の能力をまったく失っているからである。それゆえ、「生まれながらの人間は、そのような善に全く逆らい、罪の中に死んでいるので、自分自身の力では、自分で回心することも、回心の備えをすることもできない」(9章3節)のである。

パウロがフィリピで、祈りのために川岸に集まっていた婦人たちに説教した時、リディアが回心したがそれは「主が彼女の心を開かれた」からであった(使徒16章14節)。信仰は主の働きによって彼女に与えられたのである。

エフェソの信徒への手紙には次のように記されている。「事実、あなたがたは、恵みにより、信仰によって救われました。このことは、自らの力によるのではなく、神の賜物です」(2章8節)。信仰義認とは、人間の信仰という行為によって救われるということではない。救いは「恵みによる」であり、「自らの力による」のではない。それゆえ信仰は、神の恵みを受け取る手段であり、神の賜物なのである。信仰は聖霊の実りであり、聖霊は「信仰の靈」(Ⅱコリント4章13節)なのである。

第三に、救いに至る信仰は「通常は御言葉の宣教によって生み出され」るものであることである。信仰が「キリストの御靈の御業」であることは、信仰とはキリストが他の媒介なしに直接、人の心に働きかけることによって生じるということを意味している訳ではない。むしろ主は、御自身の御業のために通常は手段を用いられる。すなわち、信仰は「通常は御言葉の説教によって生み出される」のである。パウロはローマの信徒への手紙の中で、このことを明解に述べている(ローマ10章14~17節)。

御靈が信仰を生み出すのは、神の言葉が語られ、説教され、それが聞かれる時である。御言葉の宣教を離れて、人々がキリストに導かれることはあり得ない。それゆえ教会においては常に、神の言葉の宣教こそが中心になければならない。礼拝の多様化の中で、世界には、ドラマや現代的な音楽によって人々を魅了している教会もあり、それに伴って神の言葉の中心性が失われている教会もある。しかし、人々を眞の信仰に導く方法は、神の言葉が語られ聞かれるこ

と以外にはないのである。

第四に、救いに至る信仰は「この御言葉の宣教と礼典の執行と祈りとによって増し加えられ、強められる」ものであることである。

救いに至る信仰は、生ける信仰であるから、信仰は生涯成長していくことが必要である。神は信仰者に、信仰を賜物として与えられただけではなく、その信仰が成長するための恵みの手段をも定めてくださった。それが「御言葉」と「礼典」と「祈り」である。そしてこれらの手段によって、信仰は「増し加えられ、強められる」のである。それゆえ、信仰の弱さを覚える人は、他の何かにその解決を求めるのではなく、何よりも神が定めてくださった恵みの手段を用いる必要がある。恵みの手段論については、大教理問154~問196、小教理問88~問107に詳しく記されている。

そしてこの「御言葉」と「礼典」と「祈り」は、何より教会の公同礼拝において見出されるものである。礼拝において、神の言葉が語られ、説教がなされ、また礼典が執行される。また礼拝は祈りの時でもある。もちろん、個人や家庭で聖書を読み、祈ることも大切であるが、恵みの手段は何より教会において見出されることを覚えておく必要がある。すなわち、私たちが神の恵みに溢れ、信仰を強められるには、教会の礼拝に熱心に出席することが不可欠であるということである。教会にしっかりと結びついていない信仰者が、信仰において豊かに成長することはあり得ない。キリスト者は通常、教会における恵みの手段によってはぐくまれ、「神の子に対する信仰と知識において一つのものとなり、成熟した人間になり、キリストの満ちあふれる豊かさになるまで成長する」のである(エフェソ4章13節)。

3. 救いに至る信仰の性質

<14章2節>

この信仰によって、キリスト者は、御言葉において啓示されていることは何であれ、そこで語っておられる神御自身の権威のゆえに、すべて真実であると信じる¹。そして御言葉の個々の箇所のそれぞれの内容に応じて異なった行為をする。すなわち、命令には服従し²、威嚇にはおののき³、この世と来るべ

き世についての神の約束は喜んで受け入れる⁴。しかしながら救いに至る信仰の主要な行為は、恵みの契約に基づいて、義認と聖化と永遠の命のために、ただキリストのみを認め、受け入れ、彼にのみ依り頼むことである⁵。

1 ヨハネ 4:42、 I テサロニケ 2:13、 I ヨハネ 5:10、使徒 24:14

2 ローマ 16:26

3 イザヤ 66:2

4 ヘブライ 11:13、 I テモテ 4:8

5 ヨハネ 1:12、使徒 16:31、ガラテヤ 2:20、使徒 15:11

By this faith, a Christian believeth to be true whatsoever is revealed in the Word, for the authority of God Himself speaking therein; and acteth differently upon that which each particular passage thereof containeth; yielding obedience to the commands, trembling at the threatenings, and embracing the promises of God for this life, and that which is to come. But the principal acts of saving faith are accepting, receiving, and resting upon Christ alone for justification, sanctification, and eternal life, by virtue of the covenant of grace.

2 節には翻訳上の大きな争点はないが、訳文が分かれているのは、embracing the promises of God for this life の ‘embrace’ の部分である。「しっかりと受けとめる」(松谷訳)、「信じる」(改革派委員会訳)、「受け容れる」(堀内訳、山永訳、鈴木訳)、「抱く」(松尾訳)と多様に訳されているが、‘embrace’ には喜んでというニュアンスがあるので、村川・袴田訳では「喜んで受け入れる」としている。

第 2 節は「救いに至る信仰の性質」について述べている。信仰の性質は、(1) 同意としての信仰と、(2) 信頼としての信仰、に分けて考えることができるが、前者をさらに「知識」と「同意」に分けることができる。

(1) 同意としての信仰

「この信仰によって、キリスト者は、御言葉において啓示されていることは何であれ、そこで語っておられる神御自身の権威のゆえに、すべて真実であると信じる。」

信仰は第一に「知識」として捉えることができる。知識イコール信仰ではないことは確かだが、知識のない信仰もあり得ない。信じる対象である方を知ることなしに、また信じる内容を知ることなしに、私たちは正しく信じることはできないからである。それゆえ信仰は第一に、「御言葉において啓示されていること」の認識であると言える。すなわち、御言葉において啓示された信仰内容の知的把握がその第一歩となる。

しかし、知ることそのものが信仰ではない。この知的認識は、「同意」という意思的行為によって補完される。つまり、「御言葉において啓示されていることは何であれ、…すべて真実である」と同意するのである。「信仰は明らかに、認識した真理を、同時に真実なものとして受け入れるという面をもつてゐる」¹¹のである。中世においては、信仰の知的認識の面が強調され、とりわけ、教会の教えに対する同意が求められた。しかしここでは、信仰は「御言葉において啓示されていること」に対する同意として扱われている。信仰告白第 1 章 4 節に記されていたように、神御自身が聖書の著者であるから、「そこで語っておられる神御自身の権威のゆえに」、聖書において啓示されていることを「すべて真実であると信じる」のであり、それが信仰なのである。

続いて信仰告白は、真実であると信じた御言葉に対する正しい応答を具体的に描いている。聖書の内容は一様ではないため、信仰者は「御言葉の個々の箇所のそれぞれの内容に応じて異なった行為」をする。「すなわち、命令には服従し、威嚇にはおののき、この世と来るべき世についての神の約束は喜んで受け入れる」のである。神の御言葉に対する応答のない信仰はあり得ない。

信仰告白はここで、聖書の内容として「命令」「威嚇」「約束」を取り上げ、それに対する応答として「服従」「おののき」「受け入れ」と記している。しか

¹¹ ジョン・マーレー『キリスト教救済の論理』、松田一男・宇田進訳（小峯書店、1972 年）101 頁

し聖書の内容とそれに対する応答はこれがすべてである訳ではない。私たちは何よりも、聖書の中にイエス・キリストを見出す。そしてイエス・キリストには仲保者としての三つの職務があるように多面性がある。それゆえそれに伴って、イエス・キリストへの信仰の応答にも多面性があるのである。預言者なるキリストに対しては聴従が必要であり、王なるキリストに対しては服従と信頼が求められる。そして祭司なるキリストに対しては、悔い改めと感謝が求められる。このように私たちの信仰は、御言葉の多面性や、キリストの多面性のゆえに、その応答に多面性があるのである。

(2) 信頼としての信仰

「しかしながら救いに至る信仰の主要な行為は、恵みの契約に基づいて、義認と聖化と永遠の命のために、ただキリストのみを認め、受け入れ、彼にのみ依り頼むことである。」

信仰にとって、「御言葉において啓示されていること」を理解し、それに同意することは不可欠のことであるが、それが信仰の主要な行為ではない。信仰告白は「救いに至る信仰の主要な行為は、…ただキリストのみを認め、受け入れ、彼にのみ依り頼むことである」としている。つまり、キリストへの信頼こそが、信仰の主要な行為なのである。

そしてキリストへの信頼とは、「恵みの契約に基づいて、義認と聖化と永遠の命のために」なされるものである。つまり、私たちは「恵みの契約に基づいて」キリストに信頼するのである¹²。恵みの契約によれば、キリストは神と人との間の唯一の仲保者である。まことの神にして、まことの人であるその方が、私たちの代わりに律法を完全に成就されると共に、十字架において自らを捧げることによって、御父の義を十分に満たしてくださった。仲保者として、神との和解を成し遂げてくださった。それゆえ私たちは、このキリストを信じ、信頼する必要がある。そしてこのキリストに信頼することによって、「義認と聖化と永遠の命」に与えることができるのである。

¹² ウェストミンスター信仰告白の契約論については、第7章「人間に対する神の契約について」を参照。

では、キリストに信頼するとはどういうことなのであろうか。一言で言えば、キリストへの人格的信頼を意味する。信仰告白が、「ただキリストのみを認め、受け入れ」るだけでなく、「彼にのみ依り頼むことである」と述べているように、自分をキリストに全く委ねきることがその本質と言って良い。

信仰者にとって、信頼し依り頼む対象は生けるキリストである。「キリストは信頼に値する方である」という命題を信じるだけでなく、実際の生活の中で、キリストに依り頼んでいくことである。信仰は知識に留まることなく、常に生けるキリストへの信頼へと進展する必要がある。そして、キリストに依り頼む者こそが、真の安息を得ることができるのである。

18世紀のスコットランドに登場したサンデマン派 (Sandemanians)¹³は、信仰とは単に知的なものだと主張した。これは当時の信仰復興運動に対する反動であった。つまり、信仰復興運動の中で、人間の主観的な面、決心やキリストへの傾倒、そして感情が強調されていたのに対して、彼らは、信仰は単に知的なものであり、聖書にある事実やその真理命題を受け入れることだと主張したのである。これはもちろん、行き過ぎであった。信仰にとって、信仰者の主体的なキリストへの信頼、依頼は、その主要な行為である。しかし同時に、信仰が人間の主体的な面だけに限定されて、知的な面を退けてしまうことも誤りなのである。

私たちは、知性が全てだという信仰に陥ってはならないし、また逆に、知性を軽視して、人間の主観や感情のみに重きを置くような信仰に陥ってもいけない。私たちの信仰は、知性において始まり、そしてそれは、主イエス・キリストへの人格的信頼にまで至らなければならないのである。「聖書の真理への知的同意」と「神とキリストに対する人格的信頼」のバランスのとれた信仰が、宗教改革者たちの主張した信仰であり、ウェストミンスター信仰告白が明らかにしているものである。

¹³ ジョン・グラースと女婿ロバート・サンデマンを指導者とするスコットランドの小さなセクトで、グラース派 (Glasites) とも呼ばれる。グラースは1730年に国教会を解任された。

4. 信説の強弱

<14章3節>

この信説は強弱の程度に差がある¹。またそれは、しばしば、いろいろな仕方で、攻撃を受けて、弱められることがあるが、しかし勝利を得る²。そして多くの人の場合それは、われわれの信説の創始者であり完成者でもある³キリストによって、完全な確信に到達するまで成長していくのである⁴。

1 ヘブライ 5：13、14、ローマ 4：19、20、マタイ 6：30、マタイ 8：10

2 ルカ 22：31、32、エフェソ 6：16、ヨハネ 5：4、5

3 ヘブライ 12：2

4 ヘブライ 6：11、12、ヘブライ 10：22、コロサイ 2：2

This faith is different in degrees, weak or strong; may be often and many ways assailed, and weakened, but gets the victory: growing up in many to the attainment of a full assurance, through Christ, who is both the author and finisher of our faith.

第3節も翻訳上の大好きな問題はない。英文では、他のテキストと異なり、ページス・カラッザース版のみ、through Christ の前にコンマがある。これはキリストを通してあることを強調するためと考えられる。

第3節は信説の強弱について述べている。三つのポイントを挙げることができる。

第一は「この信説は強弱の程度に差がある」ことである。信説の本質は、第1節にしるされていたように、それは「恵みの賜物」であり、「彼らの心の中に働くキリストの御靈の御業」である。「救いに至る信説」のこの本質は、決して変わることはない。しかしそれでも、信説には強弱の程度の差があるのである。それは第一に、人によって信説の程度には差があるということである。信説の程度は人によって異なる。皆が同じ信説の程度ではない。大きな信説と小さな信説があり、また、幼い信説と成熟した信説があるのである。第二に、信説の程度の差は、同じ人の中でも、時の経過によって異なる場合があるとい

うことである。預言者エリヤは、バアルの預言者と勇敢に戦った時もあれば、恐れに囚われて死を願った時もあった（列王記上18、19章）。確信に満ちて強い信説に立てる時もあれば、希望を失い、落胆することもある。しかし大切なことは、どんな状況にあったとしても信説の本質は変わらないということである。それは御靈の賜物であって、私たちの業ではない。それゆえ、私たちがどんなに揺れ動いても、信説の本質は変わらないのであり、それは確かに「救いに至る信説」なのである。

第二に、信説は「いろいろな仕方で、攻撃を受けて、弱められること」があるが、「しかし勝利を得る」ということである。信説は、この世で多くの敵に晒される。ペトロが記したように「あなたがたの敵である悪魔が、ほえたける獅子のように、だれかを食い尽くそうと探し回って」いる（ペトロ 5章8節）。悪魔の目的は、私たちを信説から引き離すことである。悪魔の攻撃、この世の誘惑、そして自らの肉の弱さのために、信説者の信説はしばしば弱められることがある。しかし、この信説が敗北に終わることはない。なぜなら、私たちの信説は、私たちの信説の力に依存しているのではなく、神の恵みに依存しているからである。それゆえ、信説が一時的に弱められることがあったとしても、神の恵みによって、最後には勝利を得るのである。

しかし、最後の勝利が約束されているからと言って、信説が弱いまま、小さいままで良い訳ではない。私たちは自らの信説を養い育てる必要がある。そのためにも、神が備えてくださった恵みの手段を尊重しなければならない。御言葉を聞き、礼典に預かり、祈ること。すなわち、公的・私的な礼拝生活こそが、私たちの信説を養い育てるのである。

第三に、多くの信説者の場合、信説は「完全な確信に到達するまで成長していく」ということである。キリストは信説の創始者または完成者である（ヘブライ 12章2節）。御自身の民の内に始められた御業を、キリストは必ず完成なさる。私たちの内にキリストの靈によって与えられた信説は、必ず完成に至るのである。つまり、信説は完成に向かって成長するのであり、多くの信説者の場合、この世において、救われて神の恵みの状態の中にあることの完全な確信に到達することができるのである。

5. 救いの確信

以上、ウェストミンスター信仰告白 14 章に従って、宗教改革的信仰論について概観してきた。信仰論の関係で、今日議論があるのは、3 節に述べられた確信の問題である。信仰告白の 18 章には「恵みと救いの確信について」の章があり、確信について包括的に論じられている。そしてその確信論について、今日様々な批判があるのである¹⁴。

代表的な批判が、R.T. Kendall の *Calvin and English Calvinism to 1649*, New York, Oxford Univ. Press, 1979 である¹⁵。限られた紙幅であるが、彼の批判を検討しておきたい。

ケンドールはこの本の中で、ウェストミンスター神学はカルヴァン神学の適切な後継者ではないと結論し、ウェストミンスター神学の源は、カルヴァンではなく、ベース=パーキンズの伝統であると述べている。特に「確信」について、カルヴァンにおいては「信仰の対象」と「確信の根拠」は同一であった〔つまりいずれもそれはキリストであった〕が、ベースとそれに源を持つピューリタン神学では、「信仰の対象」と「確信の根拠」が分離していると主張した。つまりカルヴァンにおいては、「確信」は信仰の本質であったのに対して、ピューリタン神学において両者は分離し、確信の根拠はキリストではなく、自分自身の聖化に求められるようになったと言うのである。

果たしてこの批判は妥当なのだろうか。ここでは①確信は信仰の本質なのかという問題と、②確信の根拠は何かという問題を取り上げてみたい。

(1) 確信は信仰の本質か

信仰と確信の関係について述べているのは 18 章 3 節である。3 節の最初の部分の英文と翻訳は次の通りである。

¹⁴ ウェストミンスター信仰告白 18 章については、拙著『ウェストミンスター信仰告白と教会形成』(一麦出版社、2013 年) 45-80 頁を参照。その中で、今日的な批判の妥当性を検討しつつ、18 章全体の解説をしている。

¹⁵ ケンドールのこの書物に対して、真正面から批判を展開しているのが Paul Helm, *Calvin and Calvinists*, Edinburgh, the Banner of Truth, 1982 [ポール・ヘルム、『カルヴァンとカルヴァン主義者』、松谷好明訳 (聖学院出版会、2003 年)] である。

This infallible assurance doth not so belong to the essence of faith, but that a true believer may wait long, and conflict with many difficulties, before he be partaker of it:

(改革派委員会訳) 「この無謬の確信は、信仰の本質には属していないので、眞の信者がそれにあづかるものとなる前に、長く待ち、また多くの困難と闘うことがある。」

(松谷訳) 「この無謬の確信は、信仰の本質に属するほどのものではないから、眞の信者も、その確信を持つ者になるまで長く待ち、多くの困難にぶつかることがある。」

(堀内訳) 「この誤り得ざる確信は、かくして、信仰の本質には属せず、眞実なる信仰者と雖も、その確信に与かるまでには、長い間待ち、また多くの困難と戦うのである。」

(鈴木訳) 「この誤ることのない確信は、信仰の本質には属していないので、まことの信者がそれをもつまでは長く待ち、多くの困難と戦うことがある。」

以上 4 つの翻訳は、最初のコンマまでを先に訳し、but that 以下をその結果として、続いて訳している。しかし、「not~, but that...」は、「…できないほど～ではない」という文章であるから、直訳すると、「この誤まるることのない確信は、眞の信仰者がそれをいくらか持つまでに、長く待ち、多くの困難と闘うことなどはない」というように、信仰の本質に属していない」となる。それゆえ、この文章を「この誤まるることのない確信は信仰の本質には属していないので～」と、後半を前半の結果として訳すのは適切ではない。この訳し方では、前半の「この無謬の確信は、信仰の本質には属していない」が強調されてしまうが、本文は決して単純に、確信が信仰の本質に属していないと言っているのではないのである。直訳を生かしている翻訳は以下の二つである。

(松尾訳) 「この無謬的確信は、眞の信仰者がこれに与かる迄に永い間待ち、又多くの困難と戦う事があり得ない如くには信仰の本質に属しない。」

(村川・袴田訳)「この誤ることのない確信は、眞の信仰者なら必ずそれを持っているというようには信仰の本質に属するものではなく、信仰者もそれを持つようになるまで、長く待ち、多くの困難と闘うことがある。」

こう訳すのがより正確だと言える。つまりこの文章は、決して単純に、確信が信仰の本質に属していないとは言っていない。信仰告白は確かに、確信は信仰の本質ではないと述べているが、如何なる意味でも確信が重要でないと主張していない。むしろ信仰告白は、確信の重要性を強調し、すべての信仰者が確信を持つべきであると考えている。

たとえば、18章1節には「主イエスを眞実に信じ、心から愛して、ひたすら正しい良心をもって主の御前で歩もうと努めている者たちは、自分が恵みの状態にあることを、この世において、確かに確信でき、神の栄光にあずかる希望をもって喜ぶことができる」と記されており、続く2節には「この確信は不確かな希望に基づく单なる推測的な、もっともらしい信念ではない。それは、…、誤ることのない信仰の確信である」と述べられている。

ではなぜ、信仰告白は「確信は信仰の本質に属するものではない」という書き方をしているのだろうか。それは、信仰告白が極めて牧会的視点で書かれているからである。特に第18章全体は、極めて牧会的な文章である。批判者たちはその点を、決定的に無視していると言える。

ピューリタンにとって牧会的に重要であったのは、「救いに至る信仰の存在」と、「成長した確信」との関係であった。救いの点から考えれば、どんなに小さな信仰でも、成熟した確信を持った信仰でも、同じ価値を持っていると言えるから、そう教えることによって、弱い信仰者を励ますことができる。しかし、同時に、信仰者の成長を促すために、彼らは、弱い信仰も眞実な信仰ではあるけれども、信仰者は弱い信仰に満足すべきでないと強調したのである。

第14章3節にあるように、信仰告白は多くの人が「完全な確信に到達するまで成長していく」と考えている。しかし、第18章3節にあるように、人によつてはその確信を「持つようになるまで、長く待ち、多くの困難と闘うことがある。その意味で、確信は信仰の本質ではない。つまり、「確信のない本

当の信仰」というのはあり得るのである。そのことで、確信がなくて苦しんでいる人を励ますことができる。確信がないことは、眞の信仰がないことではない。確信までに時間がかかる場合がある。人によって異なる場合がある。そういう牧会的な繊細さがここには生きているのである。もちろん、その意味で確信が信仰の本質でないと言っても、多くの人は完全な確信に到達するまで成長していくというのが、信仰告白の述べるところである。だから3節後半では、確信を得ることは信仰者の義務だとさえ言うのである。

このように信仰告白は決して確信を否定的に語るものではなく、むしろ牧会的配慮の中で、極めて積極的に語っていると言うことができる。ケンドールが主張したような、信仰と確信の分離がウェストミンスター神学にあるという批判は、妥当性を持たないと言わなければならない。

(2) 確信の根拠は何か

確信の根拠について述べているのは、18章2節である。

<18章2節>

この確信は不確かな希望に基づく单なる推測的な、もっともらしい信念ではない。それは、救いの諸約束の神的眞実性と、これらの約束に伴って与えられるさまざまの恵みの賜物が現に与えられているという内的証拠と、さらに、われわれが神の子であることをわれわれの靈とともに証しする、子とする靈の証しとに基礎を置く、誤ることのない信仰の確信である。この御靈はわれわれが相続財産を受け継ぐ保証であり、御靈によってわれわれは、贖いの日に対して保証されているのである。

信仰告白は確信の根拠として、三つの点を挙げている。それは①「救いの諸約束の神的眞実性」、②「これらの約束に伴って与えられるさまざまの恵みの賜物が現に与えられているという内的証拠」、③「われわれが神の子であることをわれわれの靈とともに証しする、子とする靈の証し」である。①が客観的根拠、②と③が主観的根拠と言える。

ここで大切なことは、神の約束が確信の根拠として第一の座を占めているこ

とである。信仰告白は、確信が私たちの内なるものに基礎づけられるのではなく、何よりも外なるもの、すなわち神の言葉である聖書に基礎づけられていることを明確にしている。

その上で主観的根拠が意味を持つ。「誤ることのない信仰の確信」の第二の根拠は、「さまざまの恵みの賜物が現に与えられているという内的証拠」であり、これがいわゆる実践的三段論法の部分である。三段論法とは、三つの命題の内、最初の二つの命題が真であれば、論理的に第三の命題も真であるという論理的議論の形態である。結論は、大前提と小前提によって引き出されることになる。これを神学に、とりわけこの信仰の確信に用いたのが実践的三段論法と呼ばれる¹⁶。

ケンドールやベルは、この実践的三段論法は、確信の根拠をキリストではなく、恵みの内的証拠に求めているのであり、これが結局、「恵みによる救い」ではなく、「行いによる救い」に道を開いていると批判している。「この文章(18章2節)は、内的証拠を事実上、確信の根拠だけでなく、救いの根拠にしている」とさえ述べた。さらに、この点が、カルヴァンとピューリタンの相違だとしたのである。

果たしてこの批判は妥当であろうか。決して妥当とは言えない。理由の第一は、カルヴァンは決して実践的三段論法を否定していないことである。『キリスト教綱要』(III・24・4)において、神の約束が確信の第一の根拠であることを示した上で、この約束に伴って与えられる恵みの賜物が現に与えられていることが、神の子とされていることのしるしと認めている。カルヴァンの主張はむしろ、ウェストミンスター信仰告白に一致していると言える。

第二に、ケンドールやベルは、実践的三段論法を形式論理として捉えているが、実はそうではないことである。村川満氏が「実践的三段論法とは、御言葉

¹⁶ 実践的三段論法の具体例は次のようなものである。(大前提) 真の神の民は神を畏れる。(小前提) 私は神を畏れている。(結論) それゆえ、私は真の神の民である。

¹⁷ M. Charles Bell, *Calvin and Scottish Theology: the Doctrine of Assurance*, Edinburgh, the Handsel Press, 1985, p.127.

の約束と御靈の証言を前提とし、御靈に導かれて信仰者のうちに神の恵みの業を見出すことを通して、論理的証明としてではなく、聖靈の直接的証言として、確信が与えられるという方法¹⁸と述べているように、それは決して、客観的証拠によって論理的機械的に確信に至るものではない。むしろその内的証拠は、「聖靈の御わざを識別できる信仰、御靈の導きがあつてはじめて認めることのできる証拠」¹⁹なのであり、それは聖靈の実践的三段論法なのである。

ケンドールやベルの批判は、ウェストミンスター信仰告白が、内的証拠をあくまで二次的なものと扱っていることを無視している。また、実践的三段論法についてのピューリタンたちの聖靈論的な神学議論を無視して、形式論理と理解することによって、極端な結論に導いているとしか思えない。

ウェストミンスター信仰告白の確信の教理とは、基本的にカルヴァンと一致し、さらに牧会的な繊細さが際立っていると言えるであろう。

さいごに

ルターによる宗教改革の神学的焦点は、信仰義認論であった。しかし、宗教改革期の中でも、その神学的焦点は移り変わっていく。救いの究極の根拠としての予定論が議論になり、さらに信仰と生活の規範としての聖書論も議論になった。そして17世紀においては、信仰の確信の問題は大きな焦点であったと言える。

その意味で、1646年(引証聖句付は1647年)に完成したウェストミンスター信仰告白は、宗教改革150年のさまざまな神学的議論の積み重ねが反映されていると言える。いや、宗教改革の教理だけではない。パウル・ティリッヒが語ったように「古典的正統主義の偉大な業績の一つは、それがあらゆる世紀のキリスト教思想との絶えざる討論の中にありつけたという事実」²⁰にある。1500年以上に渡る教会の神学と哲学の歴史に彼らは通じていた。「正統主義は、

¹⁸ 村川満『ウェストミンスター信仰告白研究』(一斐出版社、2008年) 105頁

¹⁹ 同書、121頁

²⁰ パウル・ティリッヒ『近代プロテスタント思想史』、佐藤敏夫訳(新教出版社、1976年) 15頁

プロテスタント神学の最も客観的な提示」であり、それゆえ「後のプロテスタント神学はすべてプロテスタント正統主義における宗教改革的神学の古典的定式に關係づけられない限り、少しばかり曖昧になり、宙に浮くことになる」²¹のである。

ウェストミンスター信仰告白は、そのような正統主義の代表的信条である。その論じる神学理解から汲みだせる泉は、今日もなお豊かなのである。

(神戸改革派神学校教授)

²¹ 同書、16-17頁